

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東大阪市長

## 公表日

令和7年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務
②事務の概要	1事務の概要 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立とその扶養する児童福祉の増進を図るために各種資金の貸付を行う。 2特定個人情報を取扱う事務 ・資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 項番63
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 照会:90の項 提供:42、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課 電話番号06-4309-3123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課 電話番号06-4309-3194
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		申請書に本人情報のデータベースへの入力等が多少存在するが、複数人での確認を行うようにしてお り、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[      8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っているため。	
-------	--	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関による担当部署②所属長	子ども家庭課長 菊地 康一	子ども家庭課長 大川 寿一	事後	平成29年4月1日付人事異動による
令和2年4月1日	5. 評価実施機関による担当部署①部署	子どもすこやか部子ども家庭課	子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課	事後	令和2年4月1日付け組織機構改正による
令和2年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	子どもすこやか部子ども家庭課	子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課	事後	令和2年4月1日付け組織機構改正による
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第7号 別表第2 項番26、30、63、87	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号 別表第2 項番26、30、63、87	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和3年9月1日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) リスク対策について、回答。	事後	情報提供ネットワークシステムに接続しておりリスク対策を講じているため修正するもの
令和3年9月1日	8. 監査	[ ]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	定期的に自己点検を行っているため修正するもの
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第1 項番43	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表 第1 項番63	事後	番号法の改正に伴う「法令上の根拠」欄の修正
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号 別表第2 項番26、30、63、87	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 照会:90の項 提供:42、125、161の項	事後	番号法の改正に伴う「法令上の根拠」欄の修正
令和7年1月30日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 申請書に本人情報のデータベースへの入力等が多少存在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っているため。	事後	様式改正に伴う項目の追加